

## 第4章 計画の内容（基本計画）



## 第1節 子育て家庭の支援

### 1 地域での子育て家庭の支援

平成27年に開始された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各種サービスに基づき子育て支援を充実するとともに、関係機関による情報提供・相談機能の強化を図ります。

子ども家庭支援センターを核とした子育て支援ネットワークづくりを行い、就学後の子どもたちについては、一人一人の個性と可能性を伸ばし、その健全な育ちを支える事業を継続的に推進します。

#### (1) 子育て支援サービスの充実

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 1	認可保育所による通常保育事業	保護者の就労等により、家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。	13か所 13か所	子ども青少年課
2	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満児を対象とする小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育事業の活用を図る。	未実施 1か所	子ども青少年課
3	認定こども園の設置	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。	未実施 1か所	子ども青少年課
4	認証保育所事業	保育ニーズの多様化に対応するため、東京都が認証した認証保育所の活用を図る。	1か所 1か所	子ども青少年課
5	【新規】 ベビーシッター利用支援事業	0歳児から2歳児までの待機児童の保護者又は育児休業満了者を対象として、保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者の活用を図る。	未実施 実施	子ども青少年課
6	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施する。	11か所 13か所	子ども青少年課
7	幼稚園における預かり保育事業	早朝、延長、長期休業期間中の預かり保育を実施する。	4か所 4か所	子ども青少年課
8	トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。	未実施 1か所	子ども子育て支援課

★=重点的な取組  
所管課は令和2年4月1日以降の課名で記載しています。(以下同じ。)

#### 【重点的な取組】

★を付している重点的な取組は、国の基本指針において新たに示された項目、国の方針等に照らして計画期間内に特に重点的に取り組む必要がある事業を表したものです(以下同じ。)

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 9	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日の日中に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。	未実施 1か所	子ども青少年課
★ 10	子ども家庭支援センター事業	子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。	実施中 拠点強化	子ども子育て支援課
11	子育てセンター事業	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	4か所 4か所	子ども子育て支援課
12	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。	サポート 会員 148人 サポート 会員 150人	子ども子育て支援課
13	一時預かり事業	保育所における保育が行われていない乳幼児を対象に、保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、一時的に乳幼児を保育する。	4か所 4か所	子ども青少年課
14	病児保育事業	生後6か月から小学校3年生までを対象に、保護者の就労等により、病期中や病気の回復期で保育所や小学校等へ通えない児童の家庭での保育に欠ける場合、一時的に児童を保育する。	1か所 1か所	子ども子育て支援課
15	ショートステイ事業	2歳から12歳まで（中学生を除く）を対象に、保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かる。	1か所 1か所	子ども子育て支援課
16	子どもカフェ事業	0歳から就学前までを対象に、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図る場を提供し、保護者の子育てに対する不安感、負担感を緩和する。	1か所 1か所	子ども子育て支援課
★ 17	【新規】 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置	幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援を行う者を配置し、幼児教育施設等への指導・助言等により幼児教育・保育の質の向上を図る。	未実施 実施	子ども青少年課
18	民生・児童委員活動支援	各地域で住民の支援や相談に応ずるなどの民生・児童委員の活動を支援する。	実施中 継続	福祉総務課

★＝重点的な取組

(2) 情報提供及び相談機能の充実

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
11	子育てセンター事業 (再掲)	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	4か所 4か所	子ども子育て支援課
19	子育て支援情報の提供	市報、市ホームページ、子育て情報アプリ等を活用しサービスの周知を図るとともに、子育てに関する情報を集約した小冊子を作成し、児童の保護者に提供する。	実施中 継続	子ども子育て支援課
★ 20	【新規】 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援を行う。	面接率 100% 面接率 100%	子ども子育て支援課
21	【新規】 保育コンシェルジュ事業	保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行う。	実施中 継続	子ども青少年課
22	幼稚園における相談情報提供等事業	保護者から子育てに関する相談に応じ、随時必要な情報の提供及び助言を行う。	実施中 継続	子ども青少年課
23	心理経過観察・心理相談・若年妊婦のための母性育成事業	0歳から就学前までを対象に、個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、個別相談では、個別性を理解しながら支援することで、母子（父子）の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、保護者と乳幼児の心身の健全な育成発達を助長する。	実施中 継続	子ども子育て支援課

★＝重点的な取組

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 10	子ども家庭支援センター事業 (再掲)	子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。	実施中	子ども子育て支援課
			拠点強化	
11	子育てセンター事業 (再掲)	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	4か所	子ども子育て支援課
			4か所	
★ 20	【新規】 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま） (再掲)	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援を行う。	面接率 100%	子ども子育て支援課
			面接率 100%	

★=重点的な取組

### (4) 児童の健全育成

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 24	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進	養育家庭制度の周知及び養育家庭に関わる人の理解と協力の促進を図る。	登録家庭数 0家庭	子ども子育て支援課
			登録家庭数 1家庭	
25	スポーツ少年団運営支援	スポーツ大会への参加や講演会の開催、研修会等への人員派遣、指導者の育成・確保を支援する。	登録団体数 1団体	スポーツ振興課
			登録団体数 6団体	
26	村山っ子相撲大会	小学生の心身の健全育成を図るため、「村山っ子相撲大会」を開催する。	実施中 継続	スポーツ振興課
27	少年・少女スポーツ大会	少年少女の体力的、精神的な育成を目的に、少年野球大会等を開催する。	実施中	スポーツ振興課
			継続	
28	百人一首大会	百人一首の楽しさを伝えるとともに、日本の良き伝統文化に触れることにより、子どもたちの豊かな心を育てることを目的として、小・中学生を対象に百人一首大会を実施する。	実施中	文化振興課
			継続	

★=重点的な取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
29	子どもの健全育成 サポート事業	子どもの健全な成長と安定した人間関係形成のサポート等を目的として、各種講演会を公共施設等において実施する。	実施中 継続	子ども青少年課
30	青少年教室研修会	体験活動を通して、リーダーシップ及びグループワークの大切さを学習し、将来の武蔵村山市を支えるリーダーとしての知識、技術、態度等の養成を行う。	実施中 継続	文化振興課
31	青少年・青少年吹奏 楽団の育成支援	大型楽器等の貸出しを行い、青少年の音楽活動を支援する。	実施中 継続	文化振興課
32	青少年問題協議会	青少年健全育成基本方針に基づき、年度ごとに青少年健全育成重点施策を策定する。	実施中 継続	子ども青少年課
33	青少年補導連絡会	青少年問題協議会で定めた施策に基づき、青少年の動向把握、環境浄化活動、街頭補導活動などを実施し、青少年の健全育成を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
34	青少年対策地区委 員会	青少年問題協議会で定めた施策に基づき、地域社会の力を結集し、青少年の健全育成を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
35	北多摩地区保護観 察協会活動支援	北多摩地区の17市で構成し、犯罪予防、更生活動及び地域社会の環境浄化に取り組んでいる北多摩地区保護観察協会の活動を支援する。	実施中 継続	福祉総務課
36	北多摩西地区保護 司会武蔵村山分区 補助金	青少年の犯罪の予防、保護観察研修会及び更生活動等を行っている北多摩西地区保護司会武蔵村山分区へ活動費の一部の補助を行う。	実施中 継続	福祉総務課
37	社会を明るくする 運動推進委員会活 動支援	地域住民の理解と協力により、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支えることを目的に運動を実施している社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援する。	実施中 継続	福祉総務課

## 2 仕事と子育ての両立

共働き家庭の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育ての両立のための社会的サポートへのニーズは高まっています。多様な働き方や父親の子育て参加について企業の理解と協力を求めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた男女共同の家庭づくりを啓発する取組を行います。

また、ハローワーク（公共職業安定所）、東京しごとセンターなど関係機関との連携を強化し、生活の安定に結び付く就職・再就職を支援します。

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
38	男女共同参画促進のための啓発事業	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座の開催、情報誌の発行、パンフレットの作成等を行う。	実施中	協働推進課
			継続	
★ 39	【新規】ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	市内事業所を対象としてワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を行い、普及・啓発することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	認定件数 0件	協働推進課
			認定件数 5件	

★=重点的な取組

### (2) 父親の子育て参加の促進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
38	男女共同参画促進のための啓発事業（再掲）	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座の開催、情報誌の発行、パンフレットの作成等を行う。	実施中	協働推進課
			継続	
★ 40	【新規】育児休業取得に向けての環境づくり	育児休業を取得しやすい環境づくりを市が率先して推進するため、市職員に向けて育児休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図るとともに、男性職員の育児休業取得を促進する。	新規育児休業対象男性職員の取得割合 5.5%（5年平均）	職員課
			新規育児休業対象男性職員の取得割合 15%（5年平均）	

★=重点的な取組

### (3) 就職・再就職への支援の充実

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
41	ハローワーク求人 情報の提供	ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、東京都労働相談情報センターと連携し、就職・再就職への情報収集を支援する環境整備を行う。	実施中	産業観光課
			継続	
42	資格・技能情報の収 集と提供	就職・再就職を支援するために、高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。	実施中	産業観光課
			継続	



### 3 子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担感を軽減させるよう、子どもの医療費の助成、養育費・教育費の補助など、経済的支援の充実を図ります。

また、経済的に厳しい状況に置かれやすいと考えられる多子世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう支援します。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
43	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する（他の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険から支給される。）。	実施中 継続	保険年金課
44	児童手当	家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、中学校3年生までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。	実施中 継続	子ども青少年課
45	子どもの医療費助成事業	就学前児童の保険診療に係る医療費の自己負担分及び入院時の食事分を助成する。また、6歳に達する日の翌日以後の4月1日から15歳に達する日以後の3月31日までの義務教育就学中の児童の保険診療に係る医療費の一部を助成する。	実施中 継続	子ども青少年課
46	【新規】 多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業	国民健康保険の18歳未満の被保険者が2人以上いる場合であって、世帯の所得が200万円以下の場合に第2子に係る国民健康保険税の均等割額を半額に、第3子以降に係る均等割額を免除する。	実施中 令和3年度まで継続	保険年金課
★ 47	【新規】 保育所等利用多子世帯負担軽減事業	子どもを2人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に、第2子の保育料を第1子の半額に、第3子を無償にすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。	令和元年10月から実施 継続	子ども青少年課
48	認可外保育施設利用支援事業補助金	認可外保育施設の利用者に対して保育料の一部の補助を行う。	実施中 継続	子ども青少年課
49	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
50	就学援助費支給事務	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の補助を行う。	実施中 継続	教育総務課
51	修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業	学校外に教育の場を求めて行われる修学旅行及び移動教室の教育活動に対して、宿舍借上料の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る。	実施中 継続	教育総務課

★=重点的な取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
52	奨学資金	学校教育法第1条又は同法第124条に規定する高等学校等に在学し、向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に修学上必要な資金を支給する。	実施中	教育総務課
			継続	
53	生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業	被保護世帯に属する児童・生徒に対し、健全育成経費を交付する。	実施中	生活福祉課
			継続	
54	被保護者自立促進事業	次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づき学習塾等への通塾や、夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等により、在宅での学習環境を整える必要が認められる生活保護法に基づく被保護世帯の児童・生徒を対象とし、その経費の一部を支給する。	実施中	生活福祉課
			継続	



## 第2節 母子の健康の確保と増進

### 1 母と子の健康づくり

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ります。

また、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野と教育分野が連携した食育を推進します。

#### (1) 疾病予防・健康増進の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 20	【新規】 子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま) (再掲)	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま)に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援を行う。	面接率 100%	子ども子育て支援課
			面接率 100%	
55	パパとママのマタニティークラス(母親学級・両親学級)	妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。また、受講妊婦を対象に歯科健康診査を行う。	参加者数 116人	子ども子育て支援課
			参加者数 144人	
56	妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査等	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、早期発見、早期療育により聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に、出生した分べん取扱機関で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、早期発見、早期治療により知的障害などを防ぐ可能性が高い病気(フェニルケトン尿症等の代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症など)のスクリーニング検査を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
57	精密健康診査	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	

★=重点的な取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 58	こんにちは赤ちゃん(乳児全戸訪問)事業及び妊産婦・新生児等訪問指導	全ての妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99%	子ども子育て支援課
			訪問率 100%	
59	乳幼児健康診査	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
60	予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づく結核検診を実施し、感染症等の予防に努める。	実施中	健康推進課
			継続	
61	乳幼児歯科健康教室(かむかむキッズ)	10か月児から1歳6か月児の乳幼児を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、おやつを試食、歯みがき等について講話を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
62	乳幼児歯科相談	主に1歳前後～4歳児の乳幼児を対象に、歯科健診や歯みがきの相談を定期的実施する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
63	健康づくり推進協議会	市民健康づくり推進協議会を開催し、生活習慣病予防、健診事業、健康コーナー等について協議する。	実施中	健康推進課
			継続	
64	イベントへの健康コーナーの設置	ポスターやパネル等を活用して、多くの市民に母子保健事業や子どもの成長を社会全体で支え合う必要性を具体的に紹介する。	実施中	健康推進課 子ども子育て支援課
			継続	

★=重点的な取組

(2) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 20	【新規】 子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま) (再掲)	妊娠期から子育て期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま)に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援を行う。	面接率 100%	子ども子育て支援課
			面接率 100%	
23	心理経過観察・心理相談・若年妊婦のための母性育成事業 (再掲)	0歳から就学前までを対象に、個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、個別相談では、個別性を理解しながら支援することで、母子(父子)の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、保護者と乳幼児の心身の健全な育成発達を助長する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
56	妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査等 (再掲)	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、早期発見、早期療育により聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に、出生した分べん取扱機関で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、早期発見、早期治療により知的障害などを防ぐ可能性が高い病気(フェニルケトン尿症等の代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症など)のスクリーニング検査を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
59	乳幼児健康診査 (再掲)	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
65	保健指導票の交付	経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
66	入院助産	分べん費用の支払が困難な者を助産施設に措置する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
67	育児支援ヘルパー事業	出産後間もないため家事や育児が困難な家庭(退院日の翌日から3か月以内)に対して、訪問して身の回りの世話や育児を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	

★=重点的な取組

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
68	未熟児養育医療等助成	未熟児養育医療については、身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、指定養育医療機関に入院させ、必要な医療の給付を行うほか、医療費の自己負担分の助成を行う。その他特定不妊治療費用及び不妊検査等費用の助成、妊娠高血圧症候群等の医療の給付及び医療費の自己負担分の助成を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
69	【新規】 児童館親子ひろば事業	児童館の午前中の比較的利用者が少ない時間帯を利用し、乳幼児及びその保護者を対象に歌遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら交流や子育て相談できる居場所の提供を図る。	実施中	子ども青少年課 (児童館)
			継続	
70	【新規】 ブックスタート事業	乳児とその保護者の触れ合いの大切さを伝えるため、3か月～4か月児健康診査時に乳児を対象に絵本をプレゼントし、簡単な読み聞かせを行う。	実施中	図書館
			継続	

### (3) 食育の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
71	離乳食教室(初期・中期)	4か月～8か月頃の乳児の保護者を対象に、試食や調理実習を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
72	学校給食	郷土食・行事食献立の実施及び地場農産物の積極的な利用を図るとともに、給食だよりや毎月の予定献立表の紙面、給食試食会等を通じ、食に関する啓発及び情報提供を行う。	児童・生徒1人当たり地場産食材使用量 4.9kg/年	学校給食課
			維持	

## 2 小児医療の充実

関係機関との連携のもと、小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭がいかなるときも安心して医療サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
73	小児初期救急平日 準夜診療事業	市が担う一次救急医療として、平日の準夜帯に小児急病者の診療を実施する。	実施中	健康推進課
			継続	
74	休日急患診療事業	休日・祝日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施中	健康推進課
			継続	
75	休日準夜急患診療 事業	休日及び祝日の準夜における急病者の診療を実施する。	実施中	健康推進課
			継続	
76	休日歯科急患診療 事業	休日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施中	健康推進課
			継続	



### 第3節 教育環境の整備

#### 1 学校教育の充実

子どもが個性を発揮し、伸び伸びとゆとりある生活を送れるよう、確かな学力の定着や心と体の育成を図ることができる教育を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域と学校の連携を強化する取組により「開かれた・信頼される」学校づくりを推進します。

教員の資質向上や、幼児期の教育・保育と小学校の連携、また、「教育相談室」や「適応指導教室」によるいじめ・不登校等への支援を行います。

##### (1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 77	【新規】 授業改善推進プランの作成・活用	市内全小・中学校の学力調査の結果等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指す。	市学力・学習状況調査(中学校1年生全生徒)の国語の平均正答率と当該調査における全国平均正答率との相対比率 91.6%	教育指導課
			市学力・学習状況調査(中学校1年生全生徒)の国語の平均正答率と当該調査における全国平均正答率との相対比率 100%	
78	【新規】 個に応じた指導の実施	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細かな指導を実施する。	実施中  継続	教育指導課
79	【新規】 情報活用能力の育成	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成し、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。	実施中  継続	教育指導課
80	【新規】 学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に専任の学校司書を1名ずつ週4日配置し、学校及び家庭における読書活動を推進することにより、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに言語力の育成を図る機会を提供する。	1人当たり貸出冊数 36冊/年  1人当たり貸出冊数 40冊/年	教育指導課

★=重点的な取組

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 81	【新規】 地域未来塾	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	令和元年5月から順次実施（8か所） 14か所（市内全校）	文化振興課
82	帰国子女等指導事業	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適応できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女指導員を配置し、日本語の指導及び生活指導を実施する。	実施中 継続	教育指導課
83	外国青年英語教育推進事業	英語科の授業及び特別活動での英語教育を推進するため、各中学校に補助教員として外国青年を配置し、英語教育の充実を図る。また、小学校における国際理解教育を推進するため各小学校に派遣を行う。	実施中 継続	教育指導課
84	武蔵村山市教育のつどい	児童・生徒のスポーツ、文化活動の活躍や善行を表彰するとともに、児童・生徒が自ら体験の中で考えたり、感じたりしたことを発表しあい、より良い生き方について学ぶ。また、教職員、保護者、地域の人たちが一体となって児童・生徒を育てる環境づくりについて考える機会として、教育のつどいを開催する。	実施中 継続	教育指導課
85	【新規】 人権・道徳教育の推進	児童・生徒が自己・他者の人権について正しく理解し、その大切さが認められるよう人権教育を推進するとともに、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるよう道徳的実践力を育成する。	実施中 継続	教育指導課
86	【新規】 伝統・文化教育の推進	郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、地域の歴史や風土について学ぶ機会の充実を図るとともに、伝統や文化を継承しようとする態度を育む教育を推進する。	実施中 継続	教育指導課
87	野山北公園内水稲栽培	自然体験・勤労体験学習及び児童の健全育成の一環として、小学校5年生を対象に野山北公園内学習田で水稲栽培を実施する。	実施中 継続	教育指導課
88	学校週5日制対応事業	学校週5日制を有効活用するために、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施中 継続	文化振興課
89	部活動補助事業	心身共に発育成長期の生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす部活動の円滑な運営を図るため、必要な助成を行う。	実施中 継続	教育指導課
90	【新規】 部活動支援事業	市内全中学校1校につき1団体に指導員を配置し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図る。	実施中 継続	教育指導課
91	市立中学校総合体育大会	生徒の体力向上及び豊かな人間形成を図るため、市内全中学校の総合体育大会を実施する。	実施中 継続	教育指導課

★=重点的な取組

(2) 信頼される学校づくり

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
92	各種研修会	教員の資質向上と、より教育水準を高めることを目的として、各種研修会を実施する。	実施中 継続	教育指導課
93	小中学校教育研究会奨励事業	市内全小・中学校の教育振興と教員の資質向上を目的として、全教員で組織された研究会が行う研究活動に対して、奨励費を交付する。	実施中 継続	教育指導課
94	市立学校校内研究奨励事業	市内全小・中学校における研究課題に基づいた校内研究活動に対し、助成を行う。また、特色ある教育及び学校づくりを推進するため、奨励費を交付する。	実施中 継続	教育指導課
★ 95	幼稚園・保育所等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校との間で、円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施中 継続	教育指導課
96	小学校補助教員派遣事業	市内全小学校に補助教員を配置し、児童一人一人に目の行き届いた教育の実現を図る。	実施中 継続	教育指導課
97	【新規】 一斉学校公開の実施	各学校の経営方針や教育活動などの情報を発信するほか、市内全小・中学校で一斉学校公開を実施し、保護者や地域と共により良い学校づくりを推進する。	実施中 継続	教育指導課
98	コミュニティ・スクールの活用	保護者や地域の意見を学校運営に反映し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進する。	実施中 継続	教育総務課 教育指導課

★=重点的な取組

### (3) いじめ・不登校等への取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
85	【新規】 人権・道徳教育の推進（再掲）	児童・生徒が自己・他者の人権について正しく理解し、その大切さが認められるよう人権教育を推進するとともに、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるよう道徳的実践力を育成する。	実施中	教育指導課
			継続	
★ 99	教育相談室	相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。	実施中	教育指導課
			継続	
100	適応指導教室	学校に行けない児童・生徒に対して、学習指導等を行い、学校生活への復帰を支援する。	実施中	教育指導課
			継続	
★ 101	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。	各校1人	教育指導課
			各校1人	

★=重点的な取組



## 2 幼児教育の充実

幼児教育を充実する観点から、私立幼稚園に関する補助を行うとともに、保育機能と幼児機能を一体的に提供する「認定こども園」の活用を図ります。

また、引き続き就学予定園児の小学校行事への参加や授業見学、小学生との交流活動など、円滑な接続と連携を図る取組を推進します。

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
3	認定こども園の設置 (再掲)	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。	未実施 1か所	子ども青少年課
★ 17	【新規】 幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置 (再掲)	幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援を行う者を配置し、幼児教育施設等への指導・助言等により幼児教育・保育の質の向上を図る。	未実施 実施	子ども青少年課
49	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (再掲)	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
★ 95	幼稚園・保育所等と小学校との連携 (再掲)	幼稚園・保育所等と小学校との間で、円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施中 継続	教育指導課
102	幼児対象子育て支援事業	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
103	おはなしの会	乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。	開催数 114回/年 開催数 120回/年	図書館

★=重点的な取組

### 3 家庭や地域の教育力の向上

楽しい子育てを体感できる学習機会を充実し、親となる人を育てること、家庭の子育て力・教育力の向上を図ります。

また、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、市民が地域ぐるみの子育てに参画しやすい環境を整備することで、ボランティアによる学習支援など地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを進めます。

#### (1) 家庭教育の充実

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
55	パパとママのマタニティークラス(母親学級・両親学級)(再掲)	妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。また、受講妊婦を対象に歯科健康診査を行う。	参加者数 116人	子ども子育て支援課
			参加者数 144人	
★ 104	家庭教育講座	家庭は子どもの人間関係の基礎を培う重要な場であることから、保護者と子どもの学びの場として、講習会や実習会等を開催し、家庭教育への支援を行う。	受講率 36.7%	文化振興課
			受講率 100%	
105	「家庭の日」普及の広報・啓発	青少年の健全育成について、家庭が最も大切な役割を持つという認識から、家庭がその機能を十分に発揮できるためのきっかけづくりとして、毎月第一日曜日を「家庭の日」として位置付け、普及について広報・啓発する。	実施中	子ども青少年課
			継続	

★=重点的な取組

#### (2) 地域の教育力の充実

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 81	【新規】 地域未来塾 (再掲)	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	令和元年5月 から順次 実施(8か所)	文化振興課
			14か所(市内 全校)	
88	学校週5日制対応 事業 (再掲)	学校週5日制を有効活用するために、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施中	文化振興課
			継続	
106	世代間交流の促進	子どもと高齢者等との交流を通して、世代間交流を促進する。	実施中	関係各課
			継続	
107	地域みんなでまち づくり会議	誰もが気軽に参加し、かつ気軽に話せる場として、様々な世代間と地域のつながりをつくるとともに、市の若手職員も地域課題の共有及びその解決策を考えていく場として、地域みんなでまちづくり会議を開催する。	実施中	協働推進課
			継続	

★=重点的な取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
108	【新規】 総合型地域スポーツクラブ(よってかっしえクラブ)の運営支援	地域住民が世代を超えてスポーツ活動や文化活動を通じた交流が行えるよう、地域が主体となる運営を支援する。	会員数 290人	スポーツ振興課
			会員数 380人	
109	図書館資料の充実	図書館資料の充実を図り、子どもに読書の面白さ楽しさを知ってもらうとともに、知的好奇心の高揚につながる資料等の展示や紹介に努める。	実施中	図書館
			継続	



## 第4節 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備

### 1 バリアフリーのまちづくり

子育て世帯が安心して利用できるよう、道路環境の整備を進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

また、子育てに配慮した住まいの確保を支援するため、東京都や関係機関に賃貸住宅の供給を要請していきます。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 110	道路環境の充実	道路の新設・改良において、通行者の安全を図るため、歩道の切下げや段差の適切な解消について、東京都福祉のまちづくり条例等を遵守し、安全で快適な歩道の整備を進める。	実施中	道路下水道課
			3路線	
111	公共的建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	段差のない安全で快適な出入口や歩行空間の確保等に配慮するほか、誰もが使いやすく分かりやすい公共的建築物の整備の充実を図る。	実施中	関係各課
			継続	
112	バス交通等の利用環境の充実	市民の日常生活における利便性の向上を図るため、市内循環バス及び乗合タクシーの充実に努める。	実施中	交通企画・モノレール推進課
			継続	
113	賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構などの住宅供給主体に要請する。また、都営住宅のパンフレット等の配布及び地元割当ての募集事務を行う。	実施中	都市計画課 市民課
			継続	

★＝重点的な取組

## 2 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故の被害に遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童・生徒への交通安全教育を強化します。

防災に関わる指導、避難訓練、保護者や地域との連携等により、災害時に子どもの安全が確保できる体制づくりを進めます。

また、スクールガード・リーダーの設置や安全・安心パトロール活動の推進など、子どもを犯罪等の被害から守るための取組を強化します。

### (1) 安全な道路交通環境の整備

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
114	道路・公園などの都市基盤整備	道路・公園等の都市基盤整備を図り、安心・安全のまちづくりを推進する。	実施中 継続	都市計画課 道路下水道課
115	<b>【新規】</b> キッズ・ゾーンの設定の推進	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	未実施 検討	子ども青少年課 障害福祉課 防災安全課 道路下水道課

### (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
115	<b>【新規】</b> キッズ・ゾーンの設定の推進(再掲)	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	未実施 検討	子ども青少年課 障害福祉課 防災安全課 道路下水道課
116	児童・生徒に対する交通安全教育の推進	認可保育所・幼稚園での道路横断教室、小学校での自転車安全運転教室を開催し、児童・生徒の交通安全意識の高揚を図る。また、中学校でのスケアード・ストレイト(実体験的教育)の実施も行う。	実施中 継続	防災安全課
117	夏期交通防犯映画会の実施	夏期交通防犯映画会を開催し、交通安全意識の高揚を図る。	開催団体数 13団体 開催団体数 15団体	防災安全課
118	学童交通擁護員の配置	小学校の通学時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図る。	実施中 継続	教育総務課
★ 119	通学路合同点検の実施	スクールガード・リーダー、東大和警察署、武蔵村山市(防災安全課及び道路下水道課)、武蔵村山市教育委員会、学校教職員及びPTA等の関係機関が、児童の安全のため合同で通学路の点検を実施する。	9校 9校	教育総務課 防災安全課 道路下水道課

★=重点的な取組

### (3) 災害時における子どもの安全を確保するための活動の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
120	【新規】 液体ミルク普及啓発事業	災害時において、すぐに飲むことができる液体ミルクを購入し、新生児及び乳幼児を持つ家庭へ普及啓発する。	実施中 継続	防災安全課
121	【新規】 学校安全計画の作成及び安全指導の充実	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、災害安全等について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を守るようにする。	実施中 継続	教育指導課
122	【新規】 避難訓練の実施	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自己・他者の安全を守ろうとする態度を育む。	実施中 継続	教育指導課
123	【新規】 保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	災害発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。	実施中 継続	教育指導課

### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 124	スクールガード・リーダーの設置	児童・生徒を事故や犯罪から守るため、スクールガード・リーダーが学校・通学路等の巡回を行う。また、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行う。	2人 2人	教育総務課
125	安全・安心パトロール活動の推進	子どもの登下校時における安全を確保するため、公園の巡回などのパトロール活動を実施するほか、見守り番や武蔵村山市防犯協会等の地域のボランティア団体、関係機関と情報を共有した積極的な安全・安心パトロールを推進する。	実施中 継続	防災安全課
126	子ども110番ハウス事業	児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所を確保する。	実施中 継続	教育総務課
127	防犯プレートの配布	児童・生徒への見守り、声掛け運動を推進するため、自転車に装着する防犯プレートを配布する。	実施中 継続	教育総務課

★=重点的な取組

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
128	防犯ブザーの配布	児童を犯罪から守るため、小学校1年生を対象に防犯ブザーを配布する。	実施中 継続	教育総務課
129	【新規】 通学路防犯カメラの管理・運用	通学路防犯カメラを適切に管理・運用することにより、児童の見守り活動を補完するとともに、児童の安全確保の強化を図る。	実施中 継続	教育総務課
130	情報提供サービス事業	安心、安全のための犯罪、災害情報等を電子メール（携帯電話、パソコン等）を利用して配信する。	実施中 継続	秘書広報課
131	【新規】 セーフティ教室	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコン・携帯電話などを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。	実施中 継続	教育指導課

#### (5) 被害に遭った子どもたちの保護の推進

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 10	子ども家庭支援センター事業（再掲）	子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。	実施中 拠点強化	子ども子育て支援課
★ 99	教育相談室（再掲）	相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。	実施中 継続	教育指導課

★＝重点的な取組

### 3 子どもの居場所の確保

就学後の子どもが安心して過ごすことができる居場所として、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携、児童館の充実等を行い、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進めます。

また、計画的に公園や広場等の整備を行い、子育て環境の充実を図ります。

#### (1) 子どもの居場所づくり

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 132	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等により、適切な監護が受けられない小学校児童を対象に、一定時間組織的に指導し、その危険防止と健全育成に努める。	13 か所	子ども青少年課 (児童館)
			13 か所	
★ 133	放課後子供教室の充実	小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	7 か所	文化振興課
			9 か所	
★ 134	一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が、同じ活動場所で、同一の活動プログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努める。	4 か所	文化振興課 子ども青少年課 (児童館)
			5 か所	
135	学童クラブと放課後子供教室の連携等	学童クラブ及び放課後子供教室の「一体的又は連携による実施」、「関係部局の連携」、「小学校の余裕教室等の活用」、「特別な配慮を必要とする児童への対応」に関する具体的な方策等について、放課後子供教室運営委員会等において意見交換を行うことにより、児童のより良い居場所づくりに努める。	実施中	文化振興課 子ども青少年課 (児童館)
			継続	
136	児童館の充実	地域の子どもたちの遊び場、交流の場として、児童館事業の充実を図る。	実施中	子ども青少年課 (児童館)
			継続	
137	児童館合同事業	市内6館の児童館が合同して事業を行い、児童の交流を促進する。	実施中	子ども青少年課 (児童館)
			継続	
138	認可保育所の園庭開放	日時等を指定し、園庭を地域の子どもたちの交流の場として開放するとともに子育ての相談等を行う。	実施中	子ども青少年課
			継続	
102	幼児対象子育て支援事業（再掲）	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施中	子ども青少年課
			継続	
139	【新規】 子ども食堂推進事業	地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、安心して過ごせる居場所づくりを支援する。	令和元年10月 から実施	子ども子育て支援課
			継続	

★＝重点的な取組

## (2) 公園、広場等の整備

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 140	公園・児童遊園・運動広場の整備	より快適で安全な住環境の形成を図るため、市民が気軽に集い、憩える公園等の整備を進める。	遊具の健全 度割合 65.2%	環境課
			遊具の健全 度割合 85.0%	
141	屋外体験学習広場	屋外体験学習広場の維持管理を行う。	実施中 継続	文化振興課

★=重点的な取組



## 第5節 配慮が必要な子どもと家庭への取組の推進

### 1 児童虐待の防止の推進

子どもの人権が守られるよう、児童虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを強化します。また、子ども家庭支援センターの総合相談、各種事業案内等により、児童虐待を未然に防ぐことに努めます。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 10	子ども家庭支援センター事業 (再掲)	子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。	実施中	子ども子育て支援課
			拠点強化	
★ 24	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進（再掲）	養育家庭制度の周知及び養育家庭に関わる人の理解と協力の促進を図る。	登録家庭数 0家庭	子ども子育て支援課
			登録家庭数 1家庭	
★ 142	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進める。	協議会開催数 4回/年	子ども子育て支援課
			協議会開催数 10回/年	

★=重点的な取組

## 2 ひとり親家庭への支援

子どもの健やかな成長が妨げられることのないよう、ひとり親家庭に対する福祉サービスや経済的支援を行うとともに、個々の家庭状況に合ったきめ細かな支援と各種制度の啓発を行います。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
143	ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	小学校3年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣し、その福祉の向上を図る。	実施中 継続	子ども子育て支援課
144	母子生活支援施設保護	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことにより、福祉の向上を図る。	入所世帯数 1世帯 自立世帯数 0世帯  全世帯自立	福祉総務課 子ども子育て支援課
★ 145	母子・父子自立支援及び婦人相談員事業	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び相談指導等、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	相談員数 2人  相談員数 2人	福祉総務課
146	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父母(重度の障害がある場合を含む)又は養育者に手当を支給する。	実施中 継続	子ども青少年課
147	児童育成手当	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。	実施中 継続	子ども青少年課
148	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保護者の負担軽減と保健の向上等を図る。	実施中 継続	子ども青少年課
149	ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発	ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、経済的支援策等各種制度について広報・啓発する。	実施中 継続	子ども青少年課

★=重点的な取組

### 3 障害児施策の充実

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、相談体制、福祉サービス・手当等の充実、学習環境の整備などにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

また、児童発達支援センターの体制整備や、障害のある子どもの訪問・通所サービスの確保、医療的ケア児支援のための協議の場の設置など障害のある子どもと家庭を支援するための取組を推進します。

#### (1) 障害の早期発見と家庭での養育の支援

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
56	妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査等 (再掲)	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、早期発見、早期療育により聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に、出生した分べん取扱機関で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、早期発見、早期治療により知的障害などを防ぐ可能性が高い病気（フェニルケトン尿症等の代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症など）のスクリーニング検査を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
57	精密健康診査 (再掲)	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
★ 58	こんにちは赤ちゃん（乳児全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導 (再掲)	全ての妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99%	子ども子育て支援課
			訪問率 100%	
59	乳幼児健康診査 (再掲)	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施中	子ども子育て支援課
			継続	
147	児童育成手当 (再掲)	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。	実施中	子ども青少年課
			継続	

★=重点的な取組

項目 番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
150	特別児童扶養手当	20歳未満で日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護し、又は養育している父母又は養育者に対し、手当を支給する。	実施中 継続	子ども青少年課
151	障害児福祉手当	心身に重度の障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施中 継続	障害福祉課
152	心身障害児福祉手当	心身に障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施中 継続	障害福祉課
153	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児（聴力レベルが軽度又は中等度）に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。	実施中 継続	障害福祉課
154	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	在宅の重度身体障害者（児）に対し、居住する住宅設備改善工事に要する費用を給付する。	実施中 継続	障害福祉課
155	障害者（児）日常生活用具給付事業	障害者（児）に特殊寝台、移動用リフト等、日常生活用具を給付する。	実施中 継続	障害福祉課
156	心身障害者（児）ガソリン費等助成事業	心身障害者（児）が使用する自動車の運行に要するガソリン費及び軽油費の一部を助成する。	実施中 継続	障害福祉課
157	福祉タクシー事業	電車、バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者（児）が、市と福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所のタクシーを利用する場合にその利用料金の一部を助成する。	実施中 継続	障害福祉課
158	心身障害児医療費助成事業	心身障害児に係る医療費の一部を助成する。	実施中 継続	障害福祉課
★ 159	【新規】 医療的ケア児支援のための協議の場	人工呼吸器、経管栄養、たん吸引等の日常生活に医療を要する障害のある子どもの地域における支援のための協議の場を設け、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携の一層の推進を図る。	未実施 実施	障害福祉課
160	【新規】 児童発達支援センター	児童発達支援センターについて、専門職員の配置や研修などの体制整備の促進を図る。	1か所 1か所	障害福祉課
161	【新規】 保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、障害のある児童に対する集団生活に適應するための訓練や施設職員に対する支援方法の指導等を行う。	未実施 実施	障害福祉課
★ 162	【新規】 児童発達支援事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。	1か所 3か所	障害福祉課

★＝重点的な取組

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 163	【新規】 放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する。	2か所	障害福祉課
			2か所	
164	【新規】 発達障害児個別支援ファイル(むさしむらやまマイファイル)の普及・啓発	発達障害のある方やその家族がライフステージの変化に左右されず円滑に情報共有が図れるよう医療機関の受診履歴や成育歴などを書き込むマイファイルの活用を図る。	実施中	障害福祉課
			継続	

★=重点的な取組

## (2) 学習環境の整備と自立の支援

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
165	障害者就労支援センター事業	障害者(児)の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援を実施する。	実施中	障害福祉課
			継続	
166	【新規】 保育所等巡回指導・相談事業	保育所等に在籍する配慮を要する児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察の上、関係職員に具体的な指導方針等について助言や相談を行う。	実施中	子ども青少年課
			継続	
167	特別支援教育巡回相談	各学校からの要請に応じて小・中学校を巡回相談員が巡回し、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、専門的な見地から教育上特別の支援を必要とする児童生徒に係る指導の内容及び方法等について、助言又は援助を行う。	実施中	教育指導課
			継続	
168	特別支援教育支援員	学校生活を営む上で支援を必要とする障害のある児童又は生徒が在学する学校に、当該児童生徒の介助その他の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	実施中	教育指導課
			継続	
169	特別支援学級	小・中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。	実施中	教育指導課
			継続	
170	介助員	特別支援学級に介助員を配置し、効率的な授業運営を図る。	実施中	教育指導課
			継続	
★ 171	【新規】 特別支援教室	知的障害のない発達障害等で通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が在籍校で特別な指導を受けることができるよう特別支援教室の設置を進める。	12か所	教育指導課
			14か所(市内全校)	
172	心身障害者(児)スポーツ教室	心身障害者(児)を対象にグラウンドゴルフ教室等を実施する。	実施中	スポーツ振興課
			継続	

★=重点的な取組

#### 4 生活困難を抱える家庭への支援

全国的な課題となっている子どもの貧困対策の一環として、生活困窮状態にある家庭の子どもが不利益を被ることのないよう、「(仮称)子どもの未来応援プラン」を推進し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる環境を整備します。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
★ 173	【新規】 (仮称)子どもの未来応援プランの推進	全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう(仮称)子どもの未来応援プランに基づく事業を推進する。	策定中	福祉総務課
			推進	

★=重点的な取組

#### 5 外国人世帯への支援

本市において外国人世帯が増加していることを受け、当該世帯の子どもが円滑な教育・保育等のサービス利用ができるよう、外国語対応等を進めます。

項目番号	事業	事業内容・実施方針	令和元年度 (現状)	所管課
			令和6年度 (目標)	
174	【新規】 外国語版ホームページの運用	外国版ホームページを運用し、外国人居住者が住みやすい環境づくりに努める。	実施中	秘書広報課
			継続	
175	【新規】 子育て情報アプリの外国語対応	子育て関連情報の発信や予防接種スケジュールの作成などの機能を持つ子育て情報アプリの外国語対応を開始し、安心して子育てできる環境づくりに努める。	未実施	健康推進課 子ども子育て支援課
			実施	
176	【新規】 パンフレット等への外国語併記	各種ガイドブックやパンフレットへの外国語併記など必要な情報を提供し、多文化共生のまちづくりを推進する。	実施中	関係各課
			継続	
★ 177	【新規】 多文化共生推進事業協力員制度	多文化共生推進事業に協力する職員として、日本語を話せない外国人が来庁した際の通訳や翻訳、国際交流事業等に協力する。	登録者数 7人	協働推進課
			登録者数 10人	

★=重点的な取組

## 第6節 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本市においては、東京都でも比較的面積が小さく特に区域を分割する必要がないことから、第一期計画において「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定しています。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たっては、今後とも市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については引き続き市域全体を一つの提供区域とします。

項目		本市の状況（平成31年4月1日現在）
面積		15.32km <sup>2</sup>
人口		72,433人
幼稚園		4園
保育所	認可保育所	13園
	認証保育所	1園
小学校		9校
中学校		5校
学童クラブ		13か所

## 2 年齢区別の人口の推移と将来設計

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するに当たっては、将来の児童人口を推計する必要があります。本市では第二期人口ビジョン基礎調査において人口の将来展望を設定していることから、本計画における児童人口推計はその設定を採用しています。

(単位：人)

区 分	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	510	522	503	524	505	492	492	500	515	531
1歳	586	530	563	565	558	527	528	529	537	553
2歳	580	599	573	584	575	592	561	562	562	571
3歳	663	594	630	597	608	621	623	587	588	589
4歳	630	680	597	653	609	627	638	641	603	604
5歳	742	639	683	609	658	619	634	645	648	610
6歳	748	743	648	699	615	668	627	644	655	657
7歳	806	751	728	650	700	616	667	626	641	653
8歳	758	814	762	740	660	709	627	678	637	652
9歳	806	761	805	758	746	659	708	626	677	636
10歳	754	820	760	815	758	750	670	719	637	687
11歳	813	754	810	768	816	772	752	672	720	639
0歳	510	522	503	524	505	492	492	500	515	531
1～2歳	1,166	1,129	1,136	1,149	1,133	1,119	1,089	1,091	1,099	1,124
3～5歳	2,035	1,913	1,910	1,859	1,875	1,867	1,895	1,873	1,839	1,803
6～8歳	2,312	2,308	2,138	2,089	1,975	1,993	1,921	1,948	1,933	1,962
9～11歳	2,373	2,335	2,375	2,341	2,320	2,181	2,130	2,017	2,034	1,962
合計	8,396	8,207	8,062	7,962	7,808	7,652	7,527	7,429	7,420	7,382

(平成27年～平成31年：住民基本台帳(各年4月1日))  
(令和2年～令和6年：「武蔵村山市 第二期人口ビジョン基礎調査報告書」資料)

## 3 ニーズ量（量の見込み）と確保方策の設定方法

乳幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供に当たっては、計画期間におけるニーズ量（量の見込み）及び各事業の提供体制の確保の内容・実施時期について定めることとされています。

本市においては、アンケート調査や将来推計の結果による潜在的ニーズを考慮しながら利用実績を勘案してニーズ量を設定しています。

## 4 乳幼児期の教育・保育

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズを見込むとともに、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえた子どもの受入れ体制を確保します。

### 【量の見込み】

アンケート調査結果を基に過去の利用実績やその伸びを参考に調整し、需要を見込んでいます。

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	
①量の見込み (必要利用定員総数)	726	1,141	805	737	1,158	787	729	1,144	790	
②確保 の内容	認定こども 園、幼稚園、 保育所(教 育・保育施設)	1,280	1,207	772	1,280	1,216	784	1,280	1,218	789
	地域型保育 事業			0			0			0
	認可外保育 施設		2	23		2	23		2	23
②-①	554	68	▲10	543	60	20	551	76	22	

区 分	令和5年度			令和6年度			
	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	3～5歳 学校教育 のみ <1号>	3～5歳 保育の必 要性あり <2号>	0～2歳 保育の必 要性あり <3号>	
①量の見込み (必要利用定員総数)	715	1,124	799	701	1,102	819	
②確保 の内容	認定こども 園、幼稚園、 保育所(教 育・保育施設)	1,280	1,218	789	1,280	1,218	789
	地域型保育 事業			0			19
	認可外保育 施設		2	23		2	23
②-①	565	96	13	579	118	12	

(単位：人)

### 【実施の方針】

保育所の建て替え・改修時期等に合わせた保育所の定員枠の拡大、地域型保育事業の実施や認定こども園の開設、ベビーシッター利用支援事業の実施など提供体制の整備を図ります。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

#### 【量の見込み】

利用者支援事業について、第二期計画からは「基本型・特定型」と「母子保健型」を分けての計画記載が求められることとなったことを受け、以下のとおり量を見込んでいます。

#### ①基本型・特定型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(単位：か所)

#### ②母子保健型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

(単位：か所)

#### 【実施の方針】

保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応等を行う保育コンシェルジュ事業と、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」において妊娠期から育児期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談・情報提供を行う「母子保健型」を実施します。

## (2) 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

### 【量の見込み】

市立保育所及び私立保育所の利用実績割合と将来予測される児童人口（0-5歳）から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,455	14,446	14,396	14,351	14,371
確保の内容	14,455	14,446	14,396	14,351	14,371

(単位：人／年延べ)

### 【実施の方針】

引き続き、市立保育所1か所、私立保育所10か所の実施体制で供給を確保し、私立保育所全園での実施を目指します。

## (3) 子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。本市では、認可保育所4か所で実施しています。

### 【量の見込み】

利用者の状況により利用数に変動する事業であるため、利用実績割合と将来予測される児童人口（0-2歳）から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,615	5,510	5,545	5,625	5,768
確保の内容	5,615	5,510	5,545	5,625	5,768

(単位：人日／年延べ)

### 【実施の方針】

過去、実際に利用できた数（人日／年延べ）が供給可能な量と捉え、確保の内容に設定しています。4か所の実施体制で事業を実施し、供給を確保します。

#### (4) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かる事業です。

##### ①幼稚園型

本市では、市内4か所の全ての私立幼稚園で早朝及び通常教育時間終了後並びに長期休業期間における預かり保育を実施しています。

##### 【量の見込み】

本市において2号認定の幼稚園型の利用実績はないことから、幼稚園型は1号認定について利用実績を基に量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18,369	18,644	18,427	18,093	17,740
確保の内容 (幼稚園型)	18,369	18,644	18,427	18,093	17,740

(単位：人日/年延べ)

##### 【実施の方針】

引き続き、市内4か所の幼稚園における一時預かりにより、早朝及び通常教育時間終了後並びに長期休業期間の預かり保育の需要に対応するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い増加が見込まれる保育需要にも十分対応できる体制づくりの支援に努めます。

## ②幼稚園型を除く

### (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児))

本市では、市内4か所の認可保育所で一時預かり事業を実施しているほか、ファミリー・サポート・センターにおいて子どもの送迎や登降園前後の預かりなどの育児支援を行っています。

#### 【量の見込み】

幼稚園型を除く利用については、利用実績割合と将来予測される児童人口(0-5歳)から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,165	1,165	1,161	1,157	1,159
確保の内容 (一時預かり事業)	5,832	5,832	5,832	5,832	5,832
確保の内容 (ファミリー・サポート・センター事業)	606	605	603	601	602
確保の内容 (合計)	6,438	6,437	6,435	6,433	6,434

(単位：人日/年延べ)

#### 【実施の方針】

一時預かり事業では、受入れ可能な年間の総利用定員(施設4×定員6人×実施日数243日/年)を、ファミリー・サポート・センター事業では、利用実績の最大値を供給可能な量と捉え、確保の内容に設定しています。引き続き、認可保育所における一時預かり、ファミリー・サポート・センター(未就学児)によって受入れを確保します。また、サポート会員の確保に努めます。

#### (5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（ファミリー会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

##### 【量の見込み】

利用者の状況により利用数に変動する事業であるため、利用実績割合と将来予測される児童人口（6-11歳）から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	206	200	196	196	194
確保の内容	206	200	196	196	194

（単位：人日／年延べ）

##### 【実施の方針】

利用実績の最大値が今後も供給可能な量と捉え、確保の内容に設定しています。引き続きサポート会員の確保に努めます。

#### (6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

##### 【量の見込み】

実績を発生率と捉え、直近で過去最大となった利用割合と将来予測される児童人口（0-11歳）から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	84	83	82	82	81
確保の内容	730	730	730	732	730

（単位：人日／年延べ）

##### 【実施の方針】

受入れ可能な年間の総利用定員（定員2人×実施日数365日/年）を確保の内容に設定しています。市外の児童養護施設1か所、定員2人の体制ですが、利用日の集中が起こらない限り今後も十分な確保が行えると考えられます。

## (7) 病児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### 【量の見込み】

平成30年度・平成31(令和元)年度に対象者の拡大を実施し、平成31(令和元)年度に事前登録制度を撤廃した結果、実績に大きな伸び(8月までの利用状況から年度分を予測)がみられたことから、直近の利用割合及びその伸び率を勘案し、推計児童人口(0-8歳)に乗じて量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	503	496	497	496	497
確保の内容	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188

(単位：人日/年延べ)

### 【実施の方針】

受入れ可能な年間の総利用定員(定員4人×実施日数297日/年)を確保の内容に設定しています。市内の一般病院1か所、定員4人の体制ですが、利用日の集中が起こらない限り今後も十分な確保が行えると考えられます。



## (8) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない小学校児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

### 【量の見込み】

各学年の登録者数実績を基に、各学年の過去3年間の利用割合の平均と将来予測される児童人口（6-11歳）から量を見込んでいます。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	328	308	316	322	323
	2年生	205	222	208	213	217
	3年生	157	139	150	141	145
	4年生	80	86	76	83	78
	5年生	21	19	20	18	20
	6年生	5	5	5	5	4
	計	796	779	775	782	787
②確保の内容 (学童クラブのみ)		710	710	710	710	710
②-①		▲86	▲69	▲65	▲72	▲77

(単位：人)

### 【実施の方針】

引き続き、弾力的運用による定員枠の拡大を行い、13か所で実施します。年齢が上がるにつれて利用者は減少していく傾向にありますが、中学年以上などで学童クラブの入所が保留とされた児童に対しては、安全で安心な居場所を確保することを目的に、児童館の事業の一環として児童館6か所においてランドセル来館事業を引き続き実施します。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保留児童数①		86	69	65	72	77
②確保 の内容	弾力的運用	54	38	34	41	46
	ランドセル 来館事業	32	31	31	31	31
②-①		0	0	0	0	0

(単位：人)

## (9) 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

### 【量の見込み】

アンケート調査では算定されません。子どもが生まれる前の年度から妊婦健診の受診が始まるため、過去3か年の受診実績割合と0歳児推計人口から量を見込んでいます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	476	476	484	499	514
(検診回数)	5,454	5,541	5,725	5,996	6,276
実施体制	実施場所: 医療機関及び助産院(初回の検査及び経腹法妊婦超音波検査を除く) 実施体制: 医療機関との委託契約 実施時期: 通年実施 検査項目: ○初回の検査項目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、血液型(ABO、Rh)、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒(梅毒血清反応検査)、B型肝炎(HBs抗原検査)、C型肝炎、風疹(風疹抗体価検査) ○2回目から14回目の検査項目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目(次から1項目選択 クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、ノン・ストレス・テスト) ○経腹法妊婦超音波検査(平成24年度より年齢制限を撤廃)				

(単位: 人/年)  
(単位: 回/年延べ)

### 【実施の方針】

妊婦健康診査の回数及び実施時期については、妊娠初期から分べんまでに14回程度受診することが望ましいとされています。また、妊婦健康診査は、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるための大切な起点であることから、引き続き受診率の向上を図ります。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

### 【量の見込み】

アンケート調査では算定されません。全戸訪問のため、0歳児推計人口から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	492	492	500	515	531
実施体制	実施場所:対象者の家庭等 実施機関:健康福祉部健康推進課				

(単位:人/年)

### 【実施の方針】

「出生通知・新生児訪問等相談申請票」に基づき、生後4か月までの乳児の自宅を訪問し、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての助言を行います。



## (11) 養育支援訪問事業

育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を行う事業です。

### 【量の見込み】

需要発生が予測しにくい事業であるため、事業実績を基に対象となる0-18歳の児童人口に対する養育支援訪問の対応を行った発生率から見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (訪問実家庭数)	8	8	9	9	9
量の見込み (訪問件数)	117	117	133	133	133
実施体制	実施場所:対象者の家庭等 実施機関:子ども家庭支援センター				

(単位:件)  
(単位:件/年延べ)

### 【実施の方針】

引き続き、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を実施します。

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。本市では、教育・保育給付認定保護者のうち生活保護世帯の日用品・文房具等に要する費用を補助するほか、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

### 【量の見込み】

利用者の状況により利用数に変動する事業であるため、対象世帯の割合と将来予測される児童人口(3-5歳)から量を見込んでいます。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,166	1,183	1,170	1,148	1,126

(単位:人/年延べ)

### 【実施の方針】

子育てにかかる経済的な負担を感じている人への対応の一環として、事業対象者全員への実施を徹底し、経済的負担感の軽減に努めます。